

2.事故等について

厚生労働省では、水質汚染事故の状況を調査・公表しており、これをもとにすることができる。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/01.html>

例えば、平成17年度の被害状況調査では、水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の数は82であり、これは全水道事業者等（平成17年度末17,109事業）の約0.5%にあたりとされている。

但し、これは専用水道を含み、専用水道の多くは地下水を水源とし、水質的には安定していると考えられることから、上水道事業と用水供給事業を対象に見てみると、事故件数は66件（5年間の平均で64件）となる。平成17年度の事業数は1,704（上水道：1,602、用水供給事業：102）であることから、年平均の発生件数は0.04件である。このことから、50年間の間には、概ね2件事故が発生するものと考えられる。

上水道には、地下水のみを水源とするものも含まれるため、表流水を水源としている場合、上述の発生件数は多くなる。例えば、用水供給事業の水質事故発生件数は、年間13件（5年間の平均で）であり、事業数（102事業）で平均をとると0.13件/年となり、約8年間に1回の割合で事故が発生している。

図V-8-2-1 水質汚染事故による被害を受けた水道事業者数

	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平均
上水道	56 4 (4)	54 8 (22)	45 1 (1)	48 5 (6)	51 2 (2)	51 4 (7)
簡易水道	16 3 (3)	18 5 (6)	12 4 (5)	12 6 (6)	9 5 (5)	13 5 (5)
専用水道	3 1 (2)	3 1 (1)	4 1 (1)	8 2 (2)	7 4 (4)	5 2 (2)
水道用水供給	9 2 (3)	17 0 (0)	12 1 (2)	10 2 (2)	15 3 (5)	13 2 (2)
合計	84 10 (12)	92 14 (29)	73 7 (9)	78 15 (16)	82 14 (16)	82 12 (16)

注)

- ・ 水質汚染事故とは、水道事業者等が通常予測できない水道原水の水質変化により、①給水停止又は給水制限、②取水停止又は取水制限、③特殊薬品（粉末活性炭等）の使用のいずれかの対応措置を行ったものとした。
- ・ 下段の数字は、被害を受けた水道事業者等のうち、①給水停止又は給水制限を行った事業者等の数を示す。同欄右（ ）内の数字は、事故件数を示す。